

転入

市外から川崎市への引越しに関する主な手続

転入に伴って必要な手続の例

①～④で示す例は概要です。詳細は以下の表からご確認ください。

また、対象者が少ない手続等は一覧表に掲載されていない場合がありますので、担当窓口にお問い合わせください。

①転入届について

転出証明書をお持ちの方は、ネットdeスマートから事前入力し、転入先の区役所へお越しください。
転出届を引越しワンストップサービス等のオンラインで行った方は、転出処理の完了を確認し、マイナンバーカードを持って転入先の区役所へお越しください。

②印鑑登録について

川崎市に転入される方は、新たに印鑑登録が必要となります。転入手続の際に印鑑を持ってご相談ください。

③児童手当や小児医療証の交付申請について

川崎市に転入される方は、新たに児童手当の認定請求や小児医療証の交付申請が必要です。
オンラインからの申請も可能です。

④国民健康保険について

川崎市に転入される方で、引き続き国民健康保険に加入される方の国民健康保険の資格取得届出は、転入届と一緒に受け付けます。

住民票に関する手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
転入届の提出	－	－
マイナンバーカードの住所変更	転入届を提出した後	－
印鑑登録申請	転入届を提出した後	－
各種証明書の取得 （住民票の写し、印鑑登録証明書など）※	任意	○ （一部）

※マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニなどに設置されているマルチコピー機で取得することができます。

保険年金に関する手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
国民健康保険に関する手続	転入届を提出した後	－
後期高齢者医療に関する手続	転入届を提出した後	－
国民年金に関する手続	転入届を提出した後	－
介護保険に関する手続 (要支援・要介護認定を受けている方)	転入届を提出した後	－

福祉サービスに関する手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
身体障害者手帳の住所変更	転入届を提出した後	－
療育手帳の住所変更	転入届を提出した後	－
特別障害者手当、障害児福祉手当等の転入届の提出	転入届を提出した後	－
特別児童扶養手当の住所変更	転入届を提出した後	－
神奈川県在宅重度障害者等の住所変更、新規申請	転入届を提出した後	－
川崎市在宅重度重複障害者等手当の住所変更、新規申請	転入届を提出した後	－
水道料金・下水道使用料の基本料金の減免適用の新規登録	転入届を提出した後	○
自立支援医療（精神通院医療）の申請手続	転入届を提出した後	－
自立支援医療（更生医療）の申請手続	転入届を提出した後	－
重度障害者医療費助成の新規申請	転入届を提出した後	－
心身障害者扶養共済制度への加入 (転出元で加入中の場合)	転入届を提出した後	－
特定医療費（指定難病）受給者証の転入申請	転入届を提出した後	－

子どもに関する手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
市立小・中学校の転入学・就学手続	転入届の提出時	－
児童手当の認定請求手続	転入届を提出した後	○
小児医療費助成の認定請求	転入届を提出した後	○
妊産婦の健康診査に関する手続	転入届を提出した後	－
乳幼児健康診査に関する手続	転入届を提出した後	－
【幼稚園・認定こども園】子どものための教育・保育給付1号認定（教育標準時間認定）にかかる変更手続きについて	転入届を提出した後	○
【幼稚園・認定こども園】幼児教育・保育の無償化の実施に伴う手続きについて		
養育医療に関する手続	転入届を提出した後	○
小児慢性特定疾病医療費助成に関する手続	転入届を提出した後	○
児童扶養手当に関する手続	転入届を提出した後	－
ひとり親家庭等医療費助成の認定請求	転入届を提出した後	－

医療に関する手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
予防接種予診票や、予防接種依頼書の発行（法に定められた年齢内でまだ受けていない予防接種がある場合）	転入届を提出した後	－

その他の手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
犬の登録事項（飼い主の住所・犬の所在地）の変更手続	転入届を提出した後	○ (一部)
原動機付自転車又は小型特殊自動車に関する手続	転入届を提出した後	－
市営住宅の使用許可等に関する手続	転入届を提出した後	－
水道使用開始届	任意	○
ライフライン（電気・ガス・水道・電話・インターネットなど）	任意	○
粗大ごみの収集	※	○
図書館の利用申し込み	任意	○ (事前申請)

※収集日の3日前（土・日及び12月31日～1月3日を除く）までにお申込みください。

収集日は月2回です。引越しや片付けなどで大量にごみが出る場合は、地域の生活環境事業所へ相談してください。

各区役所のご案内（各区のホームページにアクセスします。）

川崎区

幸区

中原区

高津区

宮前区

多摩区

麻生区